

育児部分休業取得日時のシステム誤登録による精算について

1 概要

千曲郵便局窓口営業部に勤務している一部の正社員について、育児部分休業の取得日時を総合人事情報システムへ誤登録していたことから、基本給の誤支給が発生したため、返納精算を実施する。

2 誤支給が判明した経緯

千曲郵便局窓口営業部長が、2019年6月月例の勤務時間報告の確認を行っていたところ、育児部分休業を取得している社員について、勤務票に取得日時が反映されていないことに気が付き、過去に遡って調査したところ、対象社員3名について誤支給となっていることが判明した。

3 発生までの経緯

(1) 2015年度の途中まで前任の課長が勤務時間管理を担当。

育児部分休業については、取得時間を出勤簿に表示及び記録の上管理。

総合人事情報システムについては、取得日及び取得時間を登録

(2) 2015年度途中で前任の課長が異動となったため、後任の課長が引き継いだ。前任者とは詳しい引き継ぎは行っていない。

(3) 後任者は、育児部分休業を取得した日時について、総合人事情報システムに登録すべきところ、取得しなかった日時を登録。

(4) 後任者は、育児部分休業を取得した場合の総合人事情報システムへの登録方法前任者に確認しないまま処理。

(5) 2019年4月から現課長が事務を引き継いで事務を実施。

4 精算対象者

対象社員	育児部分休業申請期間	取得希望時間	取得合計
社員A	2017.4.1～2018.3.31	8:30～9:00、17:00～17:15	45分
	2018.4.1～2019.3.31	8:30～9:00、17:00～17:15	45分
	2019.4.1～2020.3.31	16:45～17:15	30分
社員B	2019.4.26～2020.4.25	8:30～9:30、16:15～17:15	120分
社員C	2019.4.1～2020.3.31	15:15～17:15	120分

5 精算期間及び精算金額

本来は、後任者が前任者から引き継いだ2015年度に遡って精算を行うところであるが、育児部分休業の取得日時を確認できる書類が、2015年度及び2016年度についてはないため、取得日を確認できる証跡が残っている2017年4月実績分以降について精算を行う（本社確認済み）。

対象社員	精算対象期間	精算金額
社員A	2017.4月実績 ～ 2019.6月実績	▲460,062円
社員B	2019.4月実績 ～ 2019.6月実績	▲41,344円
社員C	2019.4月実績 ～ 2019.6月実績	▲77,520円

合計▲578,926円

6 精算方法

2020年1月月例給与以降準備でき次第

なお、対象社員が分割返納を希望する場合は対応する。

7 再発防止策

- (1) 育児部分休業の取得日時を把握するため、退社時刻を勤務終了時刻記録簿等に記録し、管理者が確認。
- (2) 勤務時間管理員は、育児部分休業取得日時について、育児時間・育児部分休業申出書及び前記(1)で記録した勤務終了時刻記録簿等を基に総合人事情報システムに登録。
- (3) 勤務時間報告時に、勤務票と勤務終了時刻記録簿等に対差確認し、登録漏れ及び誤登録がないか確認。